

議案第 120 号

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年12月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 274 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 2 条を次のように改める。

(給与の種類及び基準)

第 2 条 上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準は、伊賀市職員の給与に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 59 号)、伊賀市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 60 号)、伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年伊賀市条例第 23 号)又は伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年伊賀市条例第 22 号)の適用を受ける職員の例による。

第 3 条から第 16 条までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。